



(令和7年12月11日発表)

指定障害福祉サービス事業者に対する指定の取消し処分について

◆内容など	<p>障害福祉サービス事業所としての指定を受けた事業者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、当該指定を取り消す処分を行いました。</p> <p>1 指定の取消処分を受けた事業者 名 称：株式会社 ASLOG（アスログ） 所在地：静岡市駿河区手越原 236 番地の1</p> <p>2 指定を取り消した事業所 名 称：アクア サービスの種類：就労継続支援B型 所在地：静岡市駿河区手越原 236 番地の1 指定年月日：令和7年7月1日</p> <p>3 指定を取り消した年月日 令和7年12月11日</p> <p>4 指定を取り消した理由 (1) 不正の手段による指定 株式会社 ASLOG は、指定申請書の作成に際し、アクアの勤務予定者として勤務形態一覧表に氏名の記載があった者に対して、何ら説明をすることなく、名義を使用して、人員配置基準を満たしているように見せかけて、指定申請を行った。</p> <p>(2) 人員基準違反 アクアにおいて、書面上は、人員配置基準を満たしていることとなっていたが、実際の勤務状況としては、令和7年7月1日の事業開始から少なくとも令和7年10月17日までの3箇月間以上、人員配置基準を満たしていない状態が継続していた。</p> <p>5 今後の対応 (1) アクアの利用者4人に関しては、株式会社 ASLOG が、既に利用者の意向を確認し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、調整しています。</p> <p>(2) 今後、株式会社 ASLOG に対して、金額が確定し次第、静岡市が支払った給付費の全額の返還及び加算金の支払を求めます。</p>
-------	---

別紙資料 有・無

【問合せ】障害者支援推進課(静岡庁舎 15階)

担当 杉山、吉田

電話 054-221-1098